

改正	2010年4月1日	2011年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2015年4月1日	2017年4月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	

(目的)

第1条 中京大学学則第42条に規定する学部・学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関しては、この規程の定めるところによる。

(文学部)

第2条 文学部日本文学科、言語表現学科及び歴史文化学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 日本文学科は、研究目標を世界文学における日本文学の持つ普遍性及び特殊性について実証的に考究することに置き、教育目標を日本文学科に学ぶ学生の自己実現をサポートし、伝統的な価値観を踏まえつつ多様化する社会に建設的に関わることのできる有為な人材を養成することに置く。これらの目標実現のために、言語表現学科及び歴史文化学科との連携の下、古典籍を含む資料の収集を段階的に図り、また、文学事跡の实地踏査を行う等実物に即した教育研究活動の実践に努める。
- (2) 言語表現学科は、高度情報化社会における日本語による多様な表現活動及び日本語文化全般を研究対象とする。現代メディアの状況を踏まえた「聞く・読む・書く・話す」技術の錬磨を通して、情報を正確に理解した上で、的確な美しい日本語で自身の考え又は思いを表現・発信できる能力の養成を教育上の目的とし、日本文学科及び歴史文化学科との連携の下、その能力を高度に発揮して表現活動の第一線で活躍できる専門家を始め、優れた日本語運用能力・コミュニケーション能力によって社会に貢献できる人材を養成する。
- (3) 歴史文化学科は、日本史学及び日本民俗学を中心とし、かつ、宗教学、社会学、地理学等のうち歴史的なアプローチを行う上で隣接する学問分野を研究対象とする。日本の歴史について正確な知識を有し、地域の歴史遺産及び人々の営みの歴史的多様性に敬意を抱くことを教育上の目的とし、歴史の知識を糧としつつ現代の諸課題に実証的態度で向き合い、心豊かな社会の建設に貢献できる人材を養成する。そのため、日本文学科及び言語表現学科との連携の下、史料調査、实地踏査等実物に即した教育研究活動の実践に努める。

(国際英語学部)

第3条 国際英語学部国際英語学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、世界中の英語変種を認め合うという国際英語の視点に立つ英語指導を基に英語力の育成を図り、英語コミュニケーション能力の育成、コンピュータを駆使した英語による発表力の育成等にある。また、英米の言語・文化の枠を超えた新しい国際的視野を持つ社会人を養成する。さらに、現代の国際化する企業組織、国際団体等で求められる多様な専門知識及び技術を獲得するとともに、汎用性を有する高度な英語力並びに異文化に対する深い理解及び柔軟な対応力を有する国際人の養成を目的とする。

(国際教養学部)

第4条 国際教養学部国際教養学科の教育目標は、複数の外国語の運用能力を基礎に、言語・歴史・文化・思想・社会に関する学問分野の知見を深め、時々刻々と変化する世界情勢を見極めつつ、能動的に国際協調に貢献しうる国際的教養人を養成することにある。その基礎となる教育研究上の目的は、言語及び国際的教養に関わる学術研究並びにその知見の教育方法の開発である。言語に関わるとは、複数の言語を習得させ、その運用能力を高めることであり、国際教養に関わるとは、広範な分野にわたる多角的学術的課題である。

(国際学部)

第5条 国際学部は、グローバル社会における複雑な課題・問題に取り組んでいくために、「人」の行動や「社会」の動きを様々な学問領域から研究・学修し、複言語能力の涵養に努め、国際社会が

直面する諸課題を多面的に追究し、解決に取り組むことができる知識・能力を身につけた人材を養成する。また、国際学部が設置する国際学科及び言語文化学科の人材養成の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際学科は、英語を中心とした複言語能力を涵養するとともに、国際人間学専攻、国際政治学専攻、国際経済学専攻、Global Liberal Studies専攻を置き、各専攻の視座から人文学、社会科学等の多面的な学問領域を教授することによって、国際社会が直面する様々な課題・問題に取り組める知識・能力を身に付けさせ、世界で活躍できるグローバル人材を育成する。国際社会における政治・経済の動向やそこで行われるビジネスの内容などに関する高度な理解が求められる中、国際社会的確な現状理解をベースに、多様な人々と円滑なコミュニケーションができる能力を有し、複雑な諸課題に対応できる高度な専門的知見と技能を有する人材を養成する。
- (2) 言語文化学科は、言語・文化の多様性と普遍性の理解を深めることをその学びの中心とし、複言語・複文化学専攻と英米学専攻の二つの研究コースにおいて、中京大学の建学の精神に謳われる「学術を通じた人格陶冶」を実現すること、真のグローバル精神を涵養することを目的とする。特に、言語・文化のスペシャリストになるために必要な高度な専門的知識と教養を身につけること、及びジェネラリストになるために必要な広範で深遠な知識と教養を身につけることを目的とする。多様な文化的価値観が混在する社会のなかで、複数の言語やその背景となる文化的社会的知識を用いて、人々との「共生」を導くことができ、言語や文化という人間活動の根本を探究しながら、現代社会の諸問題を解決する努力を怠らず、社会の様々な要請にも言語文化の知見を活かして挑み続けることができる自律的学習者、並びに言語研究・文学研究・文化研究等の専門家を養成する。

(心理学部)

第6条 心理学部心理学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、幅広い心理学の基礎知識を修得した上で、現代心理学の主要領域である、実験心理学、応用心理学、臨床心理学、発達心理学に関する専門知識と深い思考力を身につけた、社会に貢献できる人材の養成にある。特に、実験による科学的・客観的な心の分析、採用人事や社員教育、交通や作業上の安全性の追求、心の問題への的確なアセスメントと効果的な援助、人が生まれてから死ぬまでの心の発達の探求など、心理学の専門家として社会が求める人材を育成する。

(現代社会学部)

第7条 現代社会学部現代社会学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、現代社会に生起する諸課題に果敢に挑戦し、その克服のために尽力する人材の養成にある。この目的を達成するために、社会学を軸に教育学、心理学、社会福祉学、文化人類学等が連携して、社会学専攻、コミュニティ学専攻、社会福祉学専攻及び国際文化専攻の4専攻を柱として配し、教育及び研究に取り組む。各専攻に基づいて体系的に修得する専門的知識とそれを背景とした調査力・実践力・表現力を備え、社会の一員として活躍するだけでなく、現代社会の構造を理解し、目指すべき社会を構想する人材を養成する。

(法学部)

第8条 法学部法律学科は、法学（すなわち、法律学及び政治学の両分野）に関する専門知識、思考方法、問題発見及び問題解決能力を修得させるとともに、確固たる遵法精神を持ち（「ルールを守る」）、協調性及び社会性に富み（「チームワークをつくる」）、他者の存在及び意見を尊重し（「相手に敬意を持つ」）、最善かつ不断の努力を惜しまない（「ベストを尽くす」）人物の育成を行うことを教育研究上の目的とする。

(総合政策学部)

第9条 総合政策学部総合政策学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、社会科学の諸分野すなわち政治学・法律学・経済学・経営学等の幅広い基礎的学修をベースとして、実社会で生起している本来的に多面性を有する諸問題に取り組むための思考習慣を涵養することである。そのような思考の実践過程が実社会においては協働的プロセスによって行われることに鑑み、能動的学修にも重点を置く。これらの教育を通じて、企業・公共団体等の組織、また地域・国際社会等における協働的プロセスの様々な場面において重要な役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

(経済学部)

第10条 経済学部経済学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、経済現象を理論的・実証的・歴史的見地から解明し、経済問題の解決に広く貢献することを理念とする。基本的な経済学の知識を修得させること、現代情報化社会に適応できる能力を養わせること、および国際感覚に優れ、幅広い教養と総合的な判断力を培わせることを通じて、国際環境の変化と国内経済の変動に対処するべく、国際性と専門性を兼ね備えた、理論と実践に強い優れた人材の養成を教育目的とする。

(経営学部)

第11条 経営学部経営学科は、社会の持続的な発展に寄与するために、現代社会に即した経営理論とその実践への応用力、論理的思考力を身につけ、企業を始め官公庁、NPO法人などの様々な組織でリーダーとして活躍できる人間性・創造性豊かな人材を養成する。具体的には、次に掲げる知識や能力を備えた人材の養成に取り組む。

- (1) 経営に関する基本的及び応用的・発展的な専門知識
- (2) 社会の発展の中で経営を社会、人間、自然、歴史、文化に関連づけて理解するための幅広い教養的知識
- (3) 情報コミュニケーション技術、外国語、簿記・会計に関する活用能力
- (4) 問題を発見し論理的に分析する能力及び創造的に解決する能力
- (5) 組織や集団を運営し、他者と協調・協働して目標を達成するためのリーダーシップ及びコミュニケーション能力
- (6) 地域はもとより国家・世界に寄与する多様な視点

(工学部)

第12条 工学部機械システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、メディア工学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 機械システム工学科は、機械と情報を要素技術として、人間生活の利便性と生活の質を向上させるために、先進的な機械システムを築くことのできる基礎的な知識と技術を有した実践力のある人材の育成を目的とする。学生が、機械や機械システムの設計の基本原理と各種機械要素の機能や原理、材料選択や製造加工など設計や製作、人工知能などの情報技術によるシステム制御のための基本的な知識と技術の修得と、機械の性能や安全性について判断や評価ができる基礎的な知識を身につけることを、教育研究上の目的とする。
- (2) 電気電子工学科は、電気、電子、情報通信技術の基礎を確実に修得し、急速に進歩する電気電子工学分野の産業の発展を担う信頼感のある技術者の養成を目的とする。学生が、電気回路及び電磁気学に関する基礎的な知識を修得した上で、電気系科目では電気機器及び電力ネットワークの基礎知識を、電子系科目では電子デバイス、集積回路など半導体の基礎知識を、情報系科目ではデータサイエンスを意識した組み込みシステムや画像信号処理の基礎知識を、通信系科目では通信システム、無線通信の基礎知識を身に付けることを、教育研究上の目的とする。
- (3) 情報工学科は、高度に並列分散化しネットワークで結ばれた時代に即応できる情報システムの設計、実装、運用に携わる人材の育成を目的とする。学生が、情報システムの基本構成と基本要素について理解し、プログラミングとソフトウェア開発、情報処理環境の機能と運用、情報処理技法の設計と評価、情報と計算に関する形式的記述と論理的思考、人工知能とデータサイエンスに関する素養、ハードウェアやソフトウェアの設計と製作、分散システムの設計や開発に関する基礎知識を身に付けることを、教育研究上の目的とする。
- (4) メディア工学科は、情報通信技術を情報の媒体と捉えた応用システムの考案、開発を担うメディア技術者の養成を目的とする。学生が、人工知能などの情報技術の基礎的な理論と技能を修得し、アプリケーションソフトの開発、情報デザインのための処理技術と表現技術、メディア情報処理システムの設計や開発などのメディア技術とメディアデザインに関する基礎知識を身に付けることを、教育研究上の目的とする。

(スポーツ科学部)

第13条 スポーツ科学部は、組織として研究対象とする中心的な学問分野をスポーツ科学とし、当該分野における諸科学の総合的な教育研究を通じて、体育・スポーツ、スポーツと健康、スポーツと社会に関する専門的な知識とそれを応用する能力を涵養するとともに、幅広く深い教養と科学的根拠に基づく意思決定力及び豊かな人間性を兼ね備え、広く社会に貢献できる人材を養成することを

教育研究上の目的とする。また、スポーツ科学部が設置するスポーツ教育学科、競技スポーツ科学科、スポーツ健康科学科、トレーナー学科及びスポーツマネジメント学科の人材養成の目的は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ教育学科は、スポーツと教育に関する知識を修得し、その知識を総合的に理解・応用することができる能力と、心身の発達段階に応じた実技指導能力及び生涯スポーツ社会における豊かなスポーツライフの実現に寄与できる能力を身に付けた人材を養成する。
- (2) 競技スポーツ科学科は、スポーツ科学に関する知識を修得したうえで、競技パフォーマンス向上のためのトレーニング科学及びコーチング科学に関する知識とそれを実践的場面で応用する技法を有した人材を養成する。
- (3) スポーツ健康科学科は、スポーツと健康科学に関する専門的な知識を修得したうえで、健康づくり運動やレクリエーションスポーツの実践力や指導力を有した人材及び子どもから高齢者までの全ての国民の健康づくりをサポートすることができる能力を有した人材を養成する。
- (4) トレーナー学科は、運動による外傷や障害への対応に関する専門的な知識と、科学的根拠に基づいたトレーニング法や健康管理法を修得したうえで、スポーツをする全ての人の安全と安心を確保し、パフォーマンスの回復や向上を支援することができる能力を有した人材を養成する。
- (5) スポーツマネジメント学科は、スポーツに関する基礎知識に加えて、産業や経済、組織運営等について学ぶことにより、各種スポーツ関連施設をはじめ、幅広い領域のスポーツ組織（営利・非営利含む）の運営、及び関連産業・ビジネス分野において、高い実践力と行動力をもって活躍できる人材の養成を目的とする。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、当該学部教授会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。